

竹内街道・横大路(大道)の日本遺産に係る
観光パンフレット制作業務委託仕様書

1. 業務名

竹内街道・横大路（大道）日本遺産に係る観光パンフレット制作業務

2. 目的

2017年に44番目の日本遺産として認定された「1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路（大道）～」のストーリーや歴史的・文化的価値を広く発信し認知度の向上を目指す。また、周辺の観光情報を紹介し、国内外からの観光誘客を促進するとともに、周遊ツールとして活用することで来訪者の利便性向上を目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から平成31年3月15日まで

4. 業務の内容

日本遺産のストーリーや歴史的・文化的価値をどのように伝えるかを検討するとともに、周辺の観光として魅力的なものを選別し、情報収集と現地取材を行い、周遊に必要な情報を多数掲載した着地型パンフレットを作成する。パンフレットには各地のマップやモデルコース、グルメ情報など、来訪者が日本遺産を軸としながら、効率的かつ魅力的な体験ができるよう構成するとともに、観光誘客を促進するためのプロモーションにも活用できるよう訴求力の高い内容のものとし、下記の点に留意し作成をすること。

主な掲載内容

- ・日本遺産のストーリー、構成文化財の掲載
- ・広域及び各地のマップ
- ・アクセス情報
- ・ストーリーを体感できるモデルコースを4コース以上掲載

※ターゲットを中高年と前期「ミレニアル世代」とする。

- ・グルメやお土産、体験情報
- ・フォトスポットの紹介
- ・文化庁シンボルマーク及び日本遺産ロゴマーク並びに本事業名（竹内街道・横大路（大道）日本遺産魅力発信推進事業）の掲載

※実行委員会構成団体を必ず含むこと。

※上記以外も掲載内容の提案は可能とし、掲載内容については竹内街道・横大路～難波から飛鳥へ日本最古の官道「大道」～活性化実行委員会（以下「実行委員会」という。）と協議のうえ、決定すること。

(1) 規格

- ① サイズ A4
- ② ページ数 表紙を含めて16頁
- ③ 色数 全面オールカラー
- ④ 紙質 コート紙70kg以上

(2) レイアウト

- ① レイアウトや掲載資源等は、ターゲット層が興味を示し全体的に分かりやすく、かつ強いインパクトを与えるものとし、実行委員会と協議のうえ、レイアウトイメージを決定すること。
- ② 紙面構成のうち、モデルコース、鉄道網など交通情報、広域・詳細地図情報は必ず含めるものとし、必要に応じて観光客に有益な情報を盛り込むこと。

(3) 言語及び作成部数

- ① パンフレット 日本語 10万部
- ② データ版 英語

(4) 編集条件

- ① 業務にかかる取材及び撮影（掲載事業者への許可・掲載確認含む）、編集、記事作成等は原則として受託者で行うこと。
- ② 原則として、校正作業は、文字校正を5回程度、本紙色校正を3回程度とし、実行委員会が校了と判断するまで行うこととする。

(5) 翻訳条件

- ① 翻訳はネイティブのチェックを行う。
- ② なお、ネイティブとは、その言語が公用語として使用されている国・地域で育ち、教育を受けたものである。
- ③ 固有名詞や行政等に関する専門用語については、構成自治体および関連省庁団体のホームページもしくは関連書籍等で調べること。
- ④ 翻訳したデータについては、実行委員会のホームページからダウンロードすることで、外国人観光客が情報を得ることを想定して、データ版を作成する。また、翻訳した外国語の文字数が多く日本語版の記載範囲を超える等の場合は、写真や紹介文を縮小するなど調整の上、編集を行うこと。

(6) 報告書

- ① 報告書は3部作成する。
- ② 報告書は作成経過がわかるように、立案内容・打合せ・修正内容などを織り込む。

5. 成果物の提出

(1) 成果物

- ① 日本語版観光パンフレット（紙媒体）
- ② 日本語版観光パンフレット関係電子データ
 - ・イラストレーター形式（文字をアウトライン化したもの、していないもの各1種）
 - ・PDF形式
 - ・ホームページ掲載用データ（PDF形式）
 - ・未使用写真（タイトル等を整理してJPG形式）

③ 英語版観光パンフレット関係電子データ

- ・ イラストレーター形式（文字をアウトライン化したもの、していないもの各1種）
- ・ PDF形式
- ・ ホームページ掲載用データ（PDF形式）

④ 報告書（紙媒体及び電子データ）

※データの納品媒体はDVDもしくは外付けハードディスクとする。

(2) 納入先

- ① 日本語版観光パンフレット（紙媒体）は構成団体12自治体へ納品。
- ② 電子データ及び報告書は桜井市へ納品。

※納品時の伝票処理については、納品伝票を整理し、検査時に制作物の納品場所と数量が分かるようにすること。

(3) 納入期限

- ① 日本語版観光パンフレット（紙媒体） 平成31年2月28日
- ② 電子データ及び報告書 平成31年3月15日

6. その他

- (1) 本業務の実施に際し、受託者は「業務工程表」を作成し、実行委員会と連絡を密にし、方針等について実行委員会の了解を得ること。また、事業の重要段階においては、その内容を提示し、実行委員会の了解を得て次段の作業を進めること。
- (2) 受託者は、本業務の全部又は一部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。ただし、あらかじめ実行委員会の承諾を得たときは、この限りではない。
- (3) 本業務にかかる電子データを含めた著作権は実行委員会に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、契約の目的物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に実行委員会に無償で譲渡する。
- (5) 実行委員会は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (6) 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、実行委員会が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、実行委員会は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- (7) 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、実行委員会が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、仕様書6の(13)の項目にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- (8) ①受託者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、実行委員会に対して保証する。

- ②受託者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、または必要な措置を講じなければならないときは、受託者が、その賠償額を負担し、または必要な措置を講ずるものとする。
- (9) 事業の実施にあたっては、関連する法令等を遵守すること。
 - (10) 受託者は、誠意をもって業務を遂行すること。
 - (11) 本業務について疑義が生じた場合、速やかに実行委員会と協議すること。
 - (12) 受託者は、本業務終了後、成果物を速やかに実行委員会に納品し、その検査を受けること。
ただし、受託者の責めに帰すべき事由及び実行委員会の検査により不当であると認める場合は、その内容、修正等を行うこと。
 - (13) 受託者は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講じること。
 - (14) 本業務の遂行上知り得た個人情報の取扱いについては、当該情報の漏えい、滅失等に特段の配慮をはらうこと。
 - (15) 本業務にかかる協議、打ち合わせ等の必要経費、その他調査・報告に要する経費は全て受託者の負担とする。
 - (16) 契約書及び仕様書に定めのないものについては、その都度双方協議のうえ定める。